

静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に定める発達障害を有する者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備について検討をするため、静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発達障害者の早期発見と乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援のあり方に関すること。
- (2) 発達障害者を支援するための関係機関のネットワークの整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発達障害者の支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 障害児者施設関係者
- (4) 発達障害児者団体関係者
- (5) 障害者雇用関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 市職員
- (8) 前各号が掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。